

平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 333 号（農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法を定める件）の一部改正について

令和元年 10 月
農 林 水 産 省

I 趣旨

農産物検査の合理化を図るため、国内産玄米（水稲うるち玄米に限る。以下同じ。）に係る鑑定方法について見直しを行う。

II 改正の内容

国内産玄米の死米（農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号。以下「規程」という。）第一の二の定義において定める死米をいう。）及び着色粒（規程第一の二の定義において定める着色粒をいう。）の混入割合の鑑定について、標準計測方法（平成 13 年 3 月 14 日農林水産省告示第 332 号）により穀粒判別器で測定した混入割合を用いて行うことを可能とする。

III 施行期日

公布の日とする。